

## さいたま市建設工事等入札公開実施要領

(趣旨) この要領は、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、公共工事の入札制度の一層の透明性を図ることから、入札の公開に必要な事項を定めるものとする。

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 1 公開の内容   | 入札の執行                         |
| 2 対象となる入札 | 一般競争入札及び公募型指名競争入札             |
| 3 傍聴人の資格  | 原則としてさいたま市民                   |
| 4 傍聴人の人数  | 会場等の都合により申込順により制限がある          |
| 5 申込方法    | 原則として、入札の前日迄に、来庁又は電話で契約課に申し込む |
| 6 周知の方法   | 公告による                         |
| 7 実施時期    | 平成15年4月1日から実施する               |

# 入札の公開に係る事務取扱いについて

## 1 公開の目的

公共工事の入札を公開することにより、手続きの透明性を高め、公共工事に対するさいたま市民の理解と信頼を深めるとともに、談合等の不正行為を防止し、入札制度の競争性確保を目的とする。

## 2 公開の対象

さいたま市が発注する一般競争入札及び公募型指名競争入札

## 3 公開の方法

### (1) 周知方法

入札公告の中に当該入札を一般公開する旨記載する。

### (2) 傍聴の受付方法

- ① 会場の規模に応じて、予定人数を決定する。
- ② 傍聴は、入札当日に先着順で受け付ける。
- ③ 傍聴希望者は、入札執行 10 分前に集合させ、受付簿に必要事項を記入させる。
- ④ 入札参加者に対し、入札手続きの公開について説明し、協力を要請する。
- ⑤ 傍聴希望者に対して入札傍聴希望者の遵守事項(別紙)を説明した上で、入札会場へ入場させる。

## 4 その他

報道機関等取材への対応については、契約課長の判断により行なうものとする。

## 5 実施時期

平成14年4月1日以降の入札から実施する。

## 入札傍聴希望者の遵守事項について

入札の傍聴を希望される方は、下記の事項をお守り下さい。

### 記

- 1 受付簿に必要事項を記入し、係員の確認を受けてください。
- 2 入札会場へは、係員の指示に従い入場してください
- 3 着席後はみだりに席を離れないようにしてください。また、入札執行中の退室は固くお断りします。
- 4 会場内では静粛にし、私語はつつしんでください。また、やじなど入札の執行をさまたげる行為は、絶対におこなわないでください。
- 5 入札の執行を妨害する者、係員の指示に従わない者は入札会場から退室していただくことがあります。

入 札 傍 聴 希 望 者 受 付 簿

NO.         

年 月 日	住 所	氏 名 (法 人 名)	備 考